

インフルエンザ予防接種！



インフルエンザワクチンとは

インフルエンザには何種類かの型がありますが、毎年流行するタイプが異なります。このため、世界保健機関が流行する型を毎年予測し、それに基づいて日本も製造するワクチンの型を決定し、ワクチンを製造しています。決定した型のウイルスを鶏の卵に注射しウイルスを増殖させ、感染力を持たないように処理したものを不活性ワクチンと呼び、これが予防接種のためのインフルエンザワクチンとなります。

インフルエンザワクチンを接種すると、体の中の免疫細胞がウイルスを認識して、抗体を作ります。抗体が出来るまでには2～3週間かかり、抗体ができた後も効果がずっと続くわけではありません。接種後3～5か月ほどで効果が薄れていくこと、さらに年ごとに流行するインフルエンザの型が異なることもあり、毎年流行の時期と流行の型を見極めて予防接種を受ける事が推奨されています。

予防接種を受ける理由

インフルエンザの予防接種によって、100%インフルエンザの感染が防げるわけではありません。しかし、インフルエンザが重症化するのを防ぐといわれているため、合併症を起こしやすい高齢者、基礎疾患のある人などは、特にインフルエンザの予防接種を受けるメリットが大きいといわれています。

予防接種はいつ受けるべきか？一番好ましい時期は？

日本におけるインフルエンザのシーズンは12～4月頃です。例年一番のピークは1月末～3月上旬となることが多いため、12月中旬までにはワクチン接種を終えておくのが理想的です。

予防接種の時期が早過ぎたり、遅すぎたらどうなる？

早すぎた場合

インフルエンザの予防接種は、接種後1～2週間たつと抗体が現れます。約1カ月でピークに達しますが、その後は3～4カ月かけて徐々に低下いくため、ワクチンの効果が期待できるのは接種後2週間から5カ月までと考えられています。しかし、インフルエンザの予防接種をする時期が早すぎた場合、早めに抗体も減ってしまうため、春先に流行するインフルエンザに効果が期待できないことがあります。

遅すぎた場合

インフルエンザの流行が始まってからインフルエンザの予防接種を受けた場合、抗体が充分に出来る前に感染してしまうリスクは高まります。しかし、たとえば年明けの1月に予防接種を受けた場合には、春先に遅れて流行するインフルエンザに対しては十分な抗体を持つため、無意味ではありません。

インフルエンザとコロナ予防接種は、同時接種は可能ですか？

厚生労働省の今までの考え方は、片方のワクチンを受けてから **2週間後に接種**でしたが、**今日では同時接種可能**との文書を発表しました。

倉敷市

高齢者インフルエンザ予防接種と減免申請について

期間

令和4年10月1日(土曜日)～令和5年1月31日(火曜日)

対象

倉敷市在住で、以下に該当し、接種を希望する方（1回のみ）

1. 接種時に満65歳以上の方
2. 接種時に満60歳から満65歳未満の方で、1級の障害者

費用

一部自己負担金 2,000円

市民税非課税世帯の方、生活保護世帯、中国残留邦人の自立支援給付金受給者の方は、接種前に減免申請すれば半額の減免券、または全額の減免券が交付されます。

接種回数

1回

減免申請受付期間

令和4年9月26日～令和5年1月31日ただし、予防接種を受けた後の申請は認められません。

減免対象者

生活保護世帯、中国残留邦人の自立支援給付対象者・・・・・・・・全額免除（自己負担 0 円）

市民税非課税世帯・・・・・・・・半額免除（自己負担 1,000 円）

減免の流れ

事前に、インフルエンザ減免券の申請をしてください。

●電話で申請の場合

専用電話 086-434-9807

（令和4年9月26日～令和5年1月31日 平日 8時30分～17時00分）

電話にて申請を受け付けます。

後日、減免後の接種料金が記載された減免券を送付します。

非該当であれば減免前と同額の2,000円と記載された減免券を送付します。

（非該当の減免券を医療機関へ持参する必要はありません。）

●郵送で申請する場合

減免申請書をダウンロードして、記入・押印し、

倉敷市保健所保健課感染症係へ郵送してください。

後日、減免後の接種料金が記載された減免券を送付します。

非該当であれば減免前と同額の2,000円と記載された減免券を送付します。

（非該当の減免券を医療機関へ持参する必要はありません。）